

2015年5月22日

各位

会社名 日本板硝子株式会社
 コード番号 5202
 本社所在地 東京都港区三田三丁目5番27号
 代表者 森 重樹
 問合せ先 広報・IR部長 藤井 一光
 電話 03-5443-9477

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款一部変更」の件を2015年6月26日開催予定の第149期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が2015年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款第4条において「委員会設置会社」から「指名委員会等設置会社」へと用語を変更するものであります。
- (2) 指名委員会等設置会社として、株主総会を柔軟かつ円滑に実施、運営するために、取締役のみならず、執行役も議長となることができるよう、現行定款第13条の規定の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

（下線は、変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 ～ 第3条 (機関の設置)	第1条 ～ 第3条 (機関の設置)
第4条 当社は、委員会設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、 <u>指名委員会等設置会社</u> として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会	2. 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
3. 執行役	3. 執行役
4. 会計監査人	

<p>第5条 ～ 第10条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条 ～ 第12条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第14条 ～ 第31条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 ～ 第10条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条 ～ 第12条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役又は執行役</u>がその議長となる。</p> <p><u>前項に定める取締役又は執行役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役又は執行役がこれに代わる。</p> <p>第14条 ～ 第31条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
---	--

以 上